

「知」の集積と活用の場 産学官連携協議会組織規則

平成28年4月21日制定

令和元年7月23日改訂

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、「知」の集積と活用の場 産学官連携協議会規約（以下「規約」という。）第33条の規定に基づいて設置する組織及び事務の分掌等を定めることを目的とする。

第2章 理事会

(理事会)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、協議会の業務の執行に関する重要事項を決定する。

(理事会の開催)

第3条 理事会の開催について必要な事項は、会長が別に定める。

第3章 運営会議

(運営会議)

第4条 協議会の活動を実務的に支援するため、理事又は農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室（以下「産学連携室」という。）の発意により、運営会議を開催することができる。

- 2 第6条第2項で届出を受け付けた研究開発プラットフォームのプロデューサー人材（又はチーム）及び関係の行政機関等を参集した会議の開催及び、研究開発プラットフォームの活動がより効果的・効率的に推進されるよう、活動方針や内容について助言を行う。
- 3 招集は、農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室長が行う。

(構成)

第5条 運営会議は、3名以上の理事と産学連携室をもって構成する。

- 2 運営会議には必要に応じて、運営会議に有識者等の出席を求めることができる。

第4章 研究開発プラットフォーム

(研究開発プラットフォームの届出)

第6条 協議会の活動を通じて、一定の課題の下で共同して研究開発に取り組むグループ（研究開発プラットフォーム）を形成し、活動しようとする会員は、当該研究開発プラットフォームのプロデューサー人材が、様式第1号により事務局に届け出なければならない。

- 2 事務局は、前項の届出があった場合には、様式に定められた必要事項の内容を確認し、記載内容の不足及び不備がないことを確認の上、届出を受け付ける。
- 3 事務局は、届出を受け付けた研究開発プラットフォームの名称、構成員、活動内容等について協議会のウェブサイトに一覧を公開し、会員に研究開発プラットフォームの設立及

び活動情報について情報発信を行う。

4 研究開発プラットフォームは、その届出内容に変更が生じた場合は、速やかにこれを事務局へ報告しなければならない。

(プロデューサー人材の義務)

第7条 届出された研究開発プラットフォームのプロデューサー人材は、研究開発プラットフォームがより効果的・効率的に推進されるよう主導する他、以下の事項に対応しなければならない。

- (1) 協議会が開催するプロデューサー等を対象とした会議への出席及び研究開発プラットフォームの活動状況の報告
- (2) 協議会からの助言及び指摘への対応
- (3) 研究開発プラットフォームの活動状況に関する協議会事務局への報告
- (4) その他、協議会の円滑な運営に必要な事項

(研究開発プラットフォームの廃止)

第8条 研究開発プラットフォームが、次のいずれかに該当するに至ったときは、当該研究開発プラットフォームの情報を第8条第3項の一覧から削除することができる。

- (1) 研究開発プラットフォームの代表者から研究開発プラットフォームの解散に係る届出があったとき。
 - (2) 協議会の会則、本組織会則及びその他の規則に違反したとき。
 - (3) 協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (4) その他の届出を破棄すべき正当な事由があるとき。
- 2 届出の受付から2年が経過してもなお活動が低調な研究開発プラットフォームに対しては、事務局から廃止を求めることができる。ただし、他の研究開発プラットフォームとの連携や統合により、その活動の推進が認められる場合はこの限りではない。

(附則)

この規則は、令和元年7月23日から施行する。

「知」の集積と活用の方 産官学連携協議会運営委員会会則（平成28年6月15日制定）は廃止する。

(以上)